

飯石森林組合と飯南町並びに島根県立農林大学校  
の相互連携に関する協定書

飯石森林組合（以下「甲」という。）と飯南町（以下「乙」という。）並びに島根県立農林大学校（以下「丙」という。）は、次のとおり、連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の相互の緊密な連携と協力により、甲と乙による林業・木材産業の成長産業化及び地域で活躍する林業人材の確保に資するとともに、丙による教育活動の充実と学生の確保に資する活動を実施することにより地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 本協定による主な連携・協力の範囲は、次のとおりとする。

- （1）甲と乙が取り組む林業及び地域の振興に関する事項
- （2）町内で活動する林業事業体の就業者確保に関する事項
- （3）丙が実施する林業教育活動に関する事項
- （4）丙の林業（科）を志望する学生確保に関する事項
- （5）その他本協定の遂行上必要な事項

（連絡調整）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の推進と発展を図るため、定期的に連絡調整を行い、一層の連携及び協力を深める。

（有効期間）

第4条 本協定は、甲、乙及び丙の代表者が署名した日に発効し、令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間の満了日の6ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから協定を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、1年間更新するものとし、その後についても同様の扱いとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙の協議により定める。

本協定締結の証として本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙による署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年3月24日

甲 島根県雲南市掛合町掛合2152番地11  
飯石森林組合

代表理事組合長

立石 幸

乙 島根県飯石郡飯南町下赤名880番地  
飯南町

飯南町長

塚原 隆昭

丙 島根県大田市波根町970番1  
島根県立農林大学校

校長

吾郷 誠治